

山田町保育士等人材バンク設置運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、山田町保育士等人材バンク（以下「人材バンク」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 町長は、町内の保育園や幼稚園等（以下「保育園等」という。）での就労を希望する者を支援し、町内の教育及び保育等の担い手を増やすため、人材バンクを設置する。

(登録対象)

第3 人材バンクの登録対象となる者は、町内の保育園等において、保育士、幼稚園教諭、養護教諭、看護師、准看護師、栄養士又は調理師等として就労を希望する者とする。

(登録の申込み)

第4 人材バンクへの登録を希望する者は、山田町保育士等人材バンク登録申込書兼同意書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録申込書の提出があった場合は、山田町保育士等人材バンク登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）へ登録し、町内の保育園等の長に限り、閲覧に供するものとする。

(登録の変更及び取消し)

第5 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じた場合又は登録を取り消そうとする場合は、速やかに山田町保育士等人材バンク登録内容変更・取消届（様式第3号。以下「変更・取消届」という。）を町長に提出するものとする。

(登録の削除)

第6 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録者名簿から削除することができるものとする。

- (1) 第5に規定する変更・取消届の提出があったとき。
- (2) 保育園等の長からの連絡により、採用が決まったとき。
- (3) 長期間（概ね1年程度）にわたり理由なく連絡が取れないとき。
- (4) その他登録者として不適格と認められる事実が発生したとき。

(登録の期間)

第7 人材バンクの登録期間は、登録を完了した日から第6の規定により削除した日の前日までとする。

(登録情報の提供)

第8 人材バンク登録情報の提供を受けようとする保育園等の長は、山田町保育士等人材バンク登録者情報提供申込書兼誓約書(様式第4号。以下「情報提供申込書」という。)を町長に提出するものとする。

2 町長は、保育園等の長から前項の情報提供申込書の提出があった場合は、第4第1項に規定する登録申込書の写しを提供するものとする。

(留意事項)

第9 人材バンクは、登録者に対し保育園等の職のあっせん、紹介を行うものではなく、また、保育園等に対し、登録者のあっせん、紹介を行うものではない。

2 保育園等の長は、その責任において面接を行い、採用の際には児童福祉施設の整備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)その他関係法令等に基づく基準を遵守すること。また、勤務条件等については登録者と保育園等との合意によるものであり、町長はその責任を負わない。

3 保育園等の長は、第8第2項の規定により提供された登録申込書の写しを適切に管理し、利用を終了した際にはその都度適切に廃棄しなければならない。

(個人情報保護)

第10 人材バンクにおける個人情報の取扱いに関しては、山田町個人情報保護条例(平成17年山田町条例第15号)に定めるところによる。また第8第2項の規定により登録申込書の写しの提供を受けた保育園等の長は、提供された個人情報を他人に漏らし、又は第2に定める目的以外の用途に使用してはならない。

(庶務)

第11 人材バンクの庶務は、健康子ども課において行う。

(委任)

第12 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。